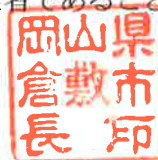


特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 岡山県倉敷市松江三丁目2番46号
名 称 内田工業株式会社
代表取締役 内田 航

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日 令和 5年 4月 7日

許可の有効年月日 令和 9年 7月20日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理(中和、混合調整)

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

中 和：廃 酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)

廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)

特定有害産業廃棄物

廃 酸(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジ 枯 杉を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃アルカリ(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジ 枯 杉を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

混合調整：廃 油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)

廃 酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)

廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)

特定有害産業廃棄物

鉛(鉛又はその化合物若しくは六価クロム化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

ばいじん(鉛又はその化合物若しくは六価クロム化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

燃え殻(鉛又はその化合物若しくは六価クロム化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃 油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン若しくは1,4-ジ 枯 杉を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

汚 泥(鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジ 枯 杉を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃 酸 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロタン若しくは1, 4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃アルカリ (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロタン若しくは1, 4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

2. 事業の用に供する全ての施設

(1) 施設の種類 中和施設

設 置 場 所 岡山県倉敷市松江三丁目222番1、222番4、南畝七丁目282番1、283番

設置年月日 平成8年5月27日

処 理 能 力 $48\text{m}^3/\text{日}$ (8時間)

産業廃棄物の種類 廃 酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)

特定有害産業廃棄物

廃 酸 (トリクロロエレン、テトラクロロエレン、若しくは1, 4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃アルカリ (トリクロロエレン、テトラクロロエレン、若しくは1, 4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

(2) 施設の種類 混合調整施設 (混合槽)

設 置 場 所 岡山県倉敷市松江三丁目222番1、222番4、226番1、226番2、227番1、227番2、南畝七丁目282番1、283番

設置年月日 平成21年2月6日

処 理 能 力 $110\text{m}^3/\text{日}$ (24時間)

産業廃棄物の種類 廃 油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)

廃 酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)

特定有害産業廃棄物

廃 油 (トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロタン若しくは1, 4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃 酸 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロタン若しくは1, 4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃アルカリ (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロタン若しくは1, 4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

(3) 施設の種類 混合調整施設 (新ピット)

設 置 場 所 岡山県倉敷市松江三丁目222番1、222番4、226番1、226番2、227番1、227番2、南畝七丁目282番1、283番

設置年月日 平成21年2月6日

処 理 能 力 $120\text{m}^3/\text{日}$ (24時間)

産業廃棄物の種類 特定有害産業廃棄物

燃え殻 (鉛又はその化合物若しくは六価クロム化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

汚 泥 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン若しくは1, 4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃 油 (トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロタン若しくは1, 4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃 酸 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃アルカリ (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

鉍さい (鉛又はその化合物若しくは六価クロム化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

ばいじん (鉛又はその化合物若しくは六価クロム化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

(4) 施設の種類 混合調整施設 (No. 2ピット)

設 置 場 所 岡山県倉敷市松江三丁目222番1、222番4、226番1、226番2、227番1、227番2、
南畝七丁目282番1、283番

設置年月日 平成21年2月6日

処 理 能 力 180m³/日 (24時間)

産業廃棄物の種類 特定有害産業廃棄物

燃え殻 (鉛又はその化合物若しくは六価クロム化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

汚 泥 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃 油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃 酸 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃アルカリ (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

鉍さい (鉛又はその化合物若しくは六価クロム化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

ばいじん (鉛又はその化合物若しくは六価クロム化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

(5) 施設の種類 混合調整施設 (No. 1ピット)

設 置 場 所 岡山県倉敷市松江三丁目222番1、222番4、226番1、226番2、227番1、227番2、
南畝七丁目282番1、283番

設置年月日 平成28年12月5日

処 理 能 力 320m³/日 (24時間)

産業廃棄物の種類 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)

特定有害産業廃棄物

汚 泥 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃 油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃 酸 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃アルカリ (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

(6) 施設の種類 混合調整施設 (No. 3北ピット)



設 置 場 所 岡山県倉敷市松江三丁目222番1、222番4、226番1、226番2、227番1、227番2、
南畝七丁目282番1、283番

設置年月日 平成28年12月5日

処 理 能 力 200m³/日 (24時間)

産業廃棄物の種類 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)

特定有害産業廃棄物

汚 泥 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃 油 (トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃 酸 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃アルカリ (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

(7) 施設の種類 混合調整施設 (No. 3南ピット)

設 置 場 所 岡山県倉敷市松江三丁目222番1、222番4、226番1、226番2、227番1、227番2、
南畝七丁目282番1、283番

設置年月日 平成28年12月5日

処 理 能 力 200m³/日 (24時間)

産業廃棄物の種類 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)

特定有害産業廃棄物

汚 泥 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃 油 (トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃 酸 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃アルカリ (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

(8) 施設の種類 混合調整施設 (No. 3北中ピット)

設 置 場 所 岡山県倉敷市松江三丁目222番1、222番4、226番1、226番2、227番1、227番2、
南畝七丁目282番1、283番

設置年月日 平成29年6月30日

処 理 能 力 112m³/日 (24時間)

産業廃棄物の種類 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)

特定有害産業廃棄物

汚 泥 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃 油 (トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃 酸 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃アルカリ (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)



- (9) 施設の種類 混合調整施設 (No. 3北西ピット)
設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目222番1、222番4、226番1、226番2、227番1、227番2、
南畝七丁目282番1、283番
設置年月日 平成29年6月30日
処理能力 112m³/日 (24時間)
産業廃棄物の種類 廃刃削り (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)
特定有害産業廃棄物
汚泥 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)
廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)
廃酸 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)
廃刃削り (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)
- (10) 施設の種類 混合調整施設 (No. 3南中ピット)
設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目222番1、222番4、226番1、226番2、227番1、227番2、
南畝七丁目282番1、283番
設置年月日 平成29年6月30日
処理能力 112m³/日 (24時間)
産業廃棄物の種類 廃刃削り (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)
特定有害産業廃棄物
汚泥 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)
廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)
廃酸 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)
廃刃削り (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)
- (11) 施設の種類 混合調整施設 (No. 3南西ピット)
設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目222番1、222番4、226番1、226番2、227番1、227番2、
南畝七丁目282番1、283番
設置年月日 平成29年6月30日
処理能力 112m³/日 (24時間)
産業廃棄物の種類 廃刃削り (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)
特定有害産業廃棄物
汚泥 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)
廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)
廃酸 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)
廃刃削り (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

ンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

3. 許可の条件

処理施設の設置場所及び用地面積

(1) 中和施設

設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目222番1、222番4、南畝七丁目282番1、283番

用地面積 5,734.35m²

(2) 混合調整施設

設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目222番1、222番4、226番1、226番2、227番1、227番2、
南畝七丁目282番1、283番

用地面積 8,335.45m²

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 9月20日 新規許可

平成 8年 6月12日 変更許可(中間処理の追加)

平成 9年 8月11日 変更許可(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加)

平成21年 3月11日 変更許可(中間処理の追加)

平成25年 6月 1日 変更許可(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加)

平成25年 9月 6日 変更届に伴う許可証の書換え(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の一部廃止)

平成27年 1月26日 変更許可(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加)

平成28年 7月27日 変更届に伴う許可証の書換え(中間処理の一部廃止)

平成28年12月 5日 変更届に伴う許可証の書換え(事業の用に供する施設の追加)

平成29年 6月30日 変更届に伴う許可証の書換え(事業の用に供する施設の追加)

令和 4年 7月21日 更新許可

令和 4年12月20日 変更届に伴う許可証の書換え(保管場所の変更)

令和 5年 4月 7日 変更許可(保管場所の変更)

5. 規則第10条の22第3項の規定により準用する規則第10条の4第7項による許可証の提出の有無 無